

志津南学区人権教育推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、志津南学区まちづくり協議会会則第14条第1項第6号に規定する人権教育推進委員会の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 志津南学区人権教育推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、同和問題をはじめあらゆる人権問題に対する地区住民の認識を高め、人権が尊重され、差別のない明るいまちづくりに資することを目的とする。

(活動)

第3条 推進委員会は前条の目的達成のため、次の活動等を行う。

- (1) 町内会主催人権まちづくりトークを企画運営する。
- (2) 町内学習懇談会推進者研修講座第1・2講座に参加するとともに、人権トーク推進研修会、人権トーク町別打合せ会、人権トーク報告研修会を、市人権センターと連携し企画運営し、町内会長をはじめ各種団体の代表者の参加促進を図る。
- (3) 市同和教育推進協議会へ代表者を参加させ、その主催事業や市等の人権啓発事業への参加促進を図る。
- (4) その他、必要に応じて現地見学等の人権研修を開催する。

(委員)

第4条 人権教育推進委員（以下「委員」という。）は、志津南学区まちづくり協議会会則第14条第2項の規定によるものとし、このうち各町内会から選出された委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残留期間とする。

- 2 地区内から選任された人権擁護委員は、委員とする。
- 3 第1項に規定する委員のうち、協力員の設置は推進委員会の了承を得るものとする。
- 4 委員の再任は妨げない。

5 委員は、その任を退いた後も、差別のない明るいまちづくりのため、推進委員会に積極的に協力するものとする。

(役員)

第5条 推進委員会に次の役員を置く。

(1)委員長 1名

(2)副委員長 1名

(3)事務局長 1名

(4)会計担当 1名

2 委員長、副委員長、事務局長および会計担当は、委員の互選によって選出する。

(役員の仕事)

第6条 委員長は推進委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代理する。

3 事務局長はこの会の事務を行う。

4 会計担当はこの会の予算執行を行う。なお、会計管理事務の範囲内で、会計担当は推進委員会を代表するものとする。

(会議)

第7条 推進委員会の会議は委員長が招集する。

2 推進委員会の会議は、委員の過半数の同意を得て議決する。

3 会議の議長は委員長をもって充てる。

4 委員長は、必要があるときは、第5条に規定する役員により、役員会を招集することができる。

(事務局)

第8条 推進委員会の事務局は志津南市民センター内に置く。

(委任)

第9条 この会則に定めるもののほか、推進委員会の運営その他必要な事項は役員会において定める。

付則 この規則は、平成25年4月28日から施行する。

付則 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付則 この規則は、平成26年5月10日から施行する。

付則 この規則は、平成27年4月1日から施行する。